

## 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人千成会（以下「事業者」という。）が設置する介護老人福祉施設 玉成苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者の心身の特性をふまえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設 玉成苑
- (2) 所在地 神奈川県横須賀市長浦町5丁目80番1
- (3) 利用定員 併設型：18名、空床利用型：介護老人福祉施設の定員102名以内
- (4) ユニット数及びユニットごとの利用定員 ユニット数：2、ユニットごとの利用定員：10名・8名

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（令和7年4月1日現在）

- (1) 管理者 1人（常勤、介護老人福祉施設の管理者と兼務）

従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される事業の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人（非常勤兼務）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 3人（常勤）

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉施設サービスを提供する者との連携を行う。

- (4) 看護職員 6人（常勤4人、非常勤兼務2人）

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

- (5) 介護職員 64人（常勤兼務45人、非常勤兼務19人）

利用者の介護など、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1人（常勤1人、非常勤0人）

利用者が心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1人（常勤兼務）

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

- (8) 事務職員 2人（常勤兼務）

（サービスの内容等）

第5条 サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とする。

2 サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものであり、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法により提供することとし、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。

（利用料その他の費用の額）

第6条 サービスを提供した際の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に記載されている割合（1割、2割もしくは3割）の相当額とする。

2 事業者は、前項のほか、食費・居住費として次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食費 朝食410円、昼食490円、夕食490円、おやつ80円 合計1,470円（1日あたり）

(2) 居住費（ユニット型個室） 1日 2,630円

(3) 居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

3 その他の費用として、利用者が希望する場合には次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする

(1) 医療材料費 実費（特別な疾病に係る医療材料のうち、医療保険の対象とならないもの）

(2) 理美容代 カット1,980円、パーマ5,830円

(3) 家電持込使用料 1日1台につき10円

(4) 通院送迎費 1kmあたり20円（協力病院よりも遠方の場合）

なお、高速道路・有料駐車場利用の場合は実費

(5) テレビ貸出し料 1日あたり50円（居室にテレビの貸出しを利用される場合）

(6) 日用品費 実費（個別に使用するもので、利用者が負担することが相当と認められるもの）

(7) 教養娯楽費 実費

(8) クリーニング費 実費（施設の洗濯で対応できないもの）

4 事業所は、前各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものである。なお、前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は、横須賀市、逗子市、三浦郡葉山町、横浜市金沢区の各全域とする。

（利用に当たっての留意事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第9条 サービスの提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに家族及び主治の医師や居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど、必要な措置をとるものとする。

2 利用者が病気や怪我等で受診する場合には、緊急連絡先の通り家族に連絡を行う。

（非常災害対策）

第10条 事業者は、想定される非常災害に対し、その程度及び規模に応じた非常災害に関する具体的な計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、年2回以上、避難や救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第11条 管理所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（事故発生時の対応）

第12条 管理者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、すみやかに横須賀市、関係市区町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するものとする。

2 前項において賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（身体的拘束等を行う際の手続き）

第13条 事業所は、事業の提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者本人及びその家族に十分な説明のうえ同意を得るとともに、その

態様や時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由及び解除に向けた取組を記録しなければならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が知り得た利用者及びその家族の個人情報は、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供は利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理や衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるものとする。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

第 16 条 事業者は、事業所の従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業者は、従業員に対し、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員の離職後もこれらの秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(法令との関係)

第 17 条 この規程に定めのない事項については、指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 29 日横須賀市条例第 28 号）、指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 29 日横須賀市条例第 29 号）その他関連法令の定めるところによる。

(定めのない事項)

第 17 条 前条の規定にかかわらず、関係法令に定めのない事項については、理事会での協議あるいは利用者と施設の話し合いによって決めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。